



税理士補佐人が最高裁に出廷して逆転勝訴！

～贈与により取得した財産の取得費の範囲／ゴルフ会員権の名義書換料～

贈与により取得した財産については、受贈財産の取得価額と取得時期を引き継ぐことになっています。ゴルフ会員権などの贈与を受けた場合、その財産の譲渡に際しては、名義を納税者本人の名義に書き換えなければ売却することはできませんが、従来は課税実務も、裁判所の判断も、名義書換料の取得費への算入を認めておりませんでした。ところが今回、最高裁は弁論を再開し、税理士補佐人が出廷した第三小法廷において、地裁・高裁の判断を覆し、納税者の主張を全面的に認めるという画期的な判決を言い渡しました。最高裁が、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があると指摘したことから、この取扱いの変更は相続時精算課税制度など、相続、贈与により取得したすべての財産について影響が大きいと考えられており、いま、実務家の注目を集めています（平17.2.1最高裁、破棄自判、Z888-0933）（上告受理申立理由書も収録済み）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

原告Xは、平成5年7月1日、その父が昭和63年11月に1,200万円で取得していたゴルフ会員権の贈与を受け、名義書換料82万4,000円を支払ってゴルフクラブの正会員となっていたところ、平成9年4月3日、このゴルフ会員権を100万円で譲渡し、平成10年3月3日、所得税の確定申告に際し、本件譲渡に係る所得金額の計算上、会員権の取得代金1,200万円と名義書換手数料82万4,000円との合計額を取得費として計上して所得税の確定申告を行いました。Y税務署長は、この手数料を取得費として控除することはできないとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったという事案です。

2. 裁判所の判断

(1) 東京地裁

所得税法は、贈与による資産の所有権移転の場合には、その段階において譲渡所得課税を行わず、受贈者が右資産を譲渡したときに、その譲渡所得の金額の計算についてその者が当該資産を贈与前から引き続き所有していたものとみなすと定めており、贈与者が当該資産を取得するのに要した費用は受贈者の譲渡所得金額の計算の際に取得費としてその譲渡収入金額から控除されることとなる。

贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換手数料は、贈与者が会員権を取得した時の会員権の客観的価格を構成するものではなく、付随費用でもないから、譲渡所得の計算に際して取得費でもなく、譲渡費用にも当たらないから、譲渡所得に係る総収入額から控除することはできない。

(2) 東京高裁

贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換手数料は、所得税法38条1項の資産の取得費にも同法33条3項の譲渡費用にも当たらないと解され、本件譲渡所得金額の計算上、総収入金額から本件手数料相当額を控除しなかった本件処分は適法である。

(3) 最高裁

贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換手数料は、上告人が本件会員権を取得するための付随費用に当たるものであり、上告人の本件会員権の保有期間に係る増加益の計算において「資産の取得に要した金額」として収入金額から控除されるべき性質のものということができる。したがって、本件譲渡所得金額は、本件手数料が「資産の取得に要した金額」に当たるものとして、これを計算すべきである。

以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、上告人の請求には理由があるから、第1審判決を取り消して、同請求を認容することとする。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判26頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第139号(平成17年2月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628